

第100回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

目次**開催場所**奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1
当本社

(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)

議案

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

第100回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告	36

- ・事前にインターネット又は書面（郵送）による議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただいております。
- 何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

証券コード6245
2024年6月5日

株 主 各 位

奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1

株式会社 ヒラノテクシード
取締役社長 岡田 薫

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

当日のご出席に代えて、インターネットまたは同封の議決権行使書のご返送により事前に議決権を使いいただくことができます。

なお、議決権の行使につきましては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第100回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。<https://www.hirano-tec.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき「投資家情報」「株主総会」を順に選択して、「第100回定時株主総会」欄よりご確認ください。）

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき「銘柄（会社名）」に「ヒラノテクシード」または「コード」に「6245」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当社ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎今後の状況により株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.hirano-tec.co.jp/>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を 行使される場合

4ページのご案内に従って、
議案に対する賛否をご入力く
ださい。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議
案に対する賛否をご表示のう
え、切手を貼らずにご投函く
ださい。
議決権行使書面において、議
案に賛否の表示がない場合
は、賛成の意思表示をなされ
たものとして取り扱わせて
いただきます。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時到着分まで



株主総会に 出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会
場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時

- ※ 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権において、議案に対する賛否の表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使
を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をさ
れた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆さんへ

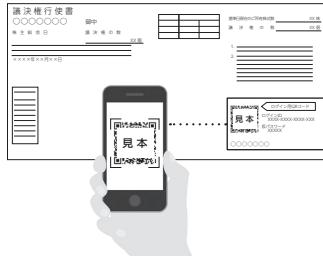
株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プ
ラットフォームにより議決権行使いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

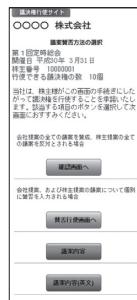
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



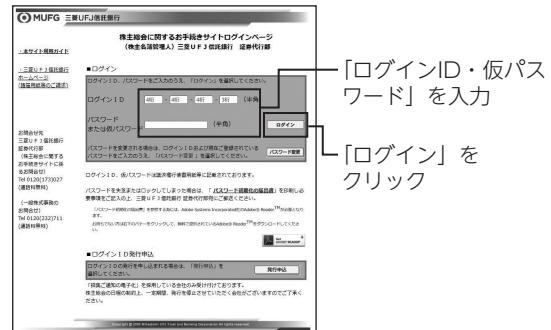
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 60円 総額 906,799,380円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より機動的に意思決定を行えるように1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再任 岡田 薫 (おか だ かおる) (1958年9月20日生) 【所有する当社の株式数】 38,734株 【取締役会への出席状況】 18回／18回（100%）	1981年3月 当社入社 2013年7月 設計部部長代理 2014年6月 取締役 2015年6月 代表取締役社長（現在） 【取締役候補者とした理由】 岡田薫氏は入社以来、主に設計、生産技術等に携わり、当社における生産部門での経験と知見が豊富であります。また、取締役として、経営全般の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>再任</p> <p>やす い むね のり 安 居 宗 則 (1960年1月8日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 15,808株</p> <p>【取締役会への出席状況】 18回／18回 (100%)</p>	<p>1982年3月 当社入社 2007年4月 総務部部長代理 2012年6月 取締役 2018年6月 常務取締役 2024年4月 常務取締役生産・製造支援部門管掌 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>安居宗則氏は入社以来、主に製造、総務部門に携わり、生産部門と管理部門の経験があり、研究開発部門では担当役員として、新技術開発を牽引してまいりました。多岐にわたる分野の責任者として管理能力を有しております。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>
3	<p>再任</p> <p>はら まさ し 原 昌 史 (1964年8月12日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 7,514株</p> <p>【取締役会への出席状況】 18回／18回 (100%)</p>	<p>1989年4月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2014年4月 同行 難波支店長 2017年6月 当社へ出向 総務部部長付 2018年4月 当社入社 総務部部長代理 2018年6月 取締役 2024年4月 取締役兼執行役員コーポレート部門管掌 (現在)</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>原昌史氏は金融機関における豊富な経験から、財務・会計に関する深い造詣を有しております。2018年6月に取締役に就任し、管理部門全般に携わりその職責を適切に果たしております。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>再任</p> <p>おお もり かつ ひろ 大 森 克 洋 (1965年10月10日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 13,114株</p> <p>【取締役会への出席状況】 18回／18回 (100%)</p>	<p>1988年3月 当社入社 2016年4月 設計部長 2018年6月 取締役 2023年5月 取締役兼執行役員設計・開発部門管掌（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大森克洋氏は入社以来、主に設計部門に携わるとともに、様々な装置開発を通じて、当社におけるコーティング技術の向上に貢献してまいりました。2018年6月に取締役に就任し、設計部長としてその職責を適切に果たしております。今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>
5	<p>新任</p> <p>つる たに のぶ よし 鶴 谷 信 佳 (1961年9月2日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 447株</p>	<p>1991年3月 伊藤忠商事株式会社入社 2020年4月 当社へ出向（同年7月転籍） 執行役員 2024年4月 執行役員営業部門長（現在）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>鶴谷信佳氏は伊藤忠商事株式会社において、産業機械の営業分野における豊富な経験と実績を有しております。長年、国内外で培われた経験からグローバルな事業経営に関する知見を有しております。こうした経験と見識を踏まえ、今後の当社の持続的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>ふじ 藤 本 万 太 郎 (1953年1月2日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 2,200株</p> <p>【取締役会への出席状況】 18回／18回 (100%)</p>	<p>1975年4月 新日本理化株式会社入社 2004年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 同社代表取締役会長執行役員（現在） 2021年6月 当社社外取締役（現在） <重要な兼職の状況> 新日本理化株式会社 代表取締役会長執行役員</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 藤本万太郎氏は、新日本理化株式会社において代表取締役社長、同会長執行役員を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。化学業界に関して深い知識を有しており、営業、企画管理部門の業務に長年携わっております。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>小 西 隆 志 (1960年6月17日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 300株</p> <p>【取締役会への出席状況】 18回／18回 (100%)</p>	<p>1985年2月 東洋炭素株式会社入社 2016年3月 同社代表取締役社長 2018年5月 同社代表取締役社長退任 2018年5月 大和田カーボン工業株式会社代表取締役社長 2019年1月 同社相談役 2020年3月 同社退社 2021年6月 当社社外取締役（現在）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>小西隆志氏は、東洋炭素株式会社、大和田カーボン工業株式会社にて代表取締役社長を歴任し、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。長年技術部門、品質保証部門、製造部門に携わり企業価値向上に貢献してきました。その経験から経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の独立性判断基準を満たしており、本総会において両氏の再任が承認された場合、両氏を独立役員として引き続き届け出る予定であります。
4. 当社は藤本万太郎氏及び小西隆志氏との間で会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき填補することとしております。
- 当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
- 被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約は2024年10月に更新される予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>新任</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>おお く ぼ とし や 大 久 保 俊 哉 (1961年9月30日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 一株</p>	<p>1985年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2011年5月 同行 玉造支社 支社長 2012年12月 同行 監査部業務監査室/監査部業務監査室(大阪)上席調査役 2015年1月 タキロン株式会社(現 タキロンシーアイ株式会社)財務部 出向(同年7月転籍) 財務部長 2017年4月 同社執行役員財務経理部長 2021年4月 タキロンテック株式会社 代表取締役社長 2023年5月 三和サインワークス株式会社 常勤顧問</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>大久保俊哉氏は、金融機関や事業会社における豊富な経験から、財務・会計に関する深い造詣を有しているとともに、タキロンテック株式会社にて代表取締役社長等を歴任し企業経営に関する幅広い知識と経験も有しております。その経験から当社の業務執行の適法性の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、監査体制の強化、取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できると判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>よし だ いく こ 吉 田 郁 子 (1982年10月4日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 一株</p> <p>【取締役会への出席状況】 14回／14回 (100%)</p> <p>【監査等委員会への出席状況】 10回／10回 (100%)</p>	<p>2006年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2006年10月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 2018年8月 弁護士法人経営創輝（現弁護士法人賢誠総合法律事務所）入所パートナー 2020年8月 エクスリンク法律事務所パートナー（現在） 2022年8月 株式会社ドーン社外取締役（監査等委員）（現在） 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>＜重要な兼職の状況＞ エクスリンク法律事務所 パートナー 株式会社ドーン社外取締役（監査等委員）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 吉田郁子氏は弁護士として企業法務分野に精通し高度な専門知識と豊富な経験から、企業の透明性、リスク管理、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を頂いており、また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>なお、同氏の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもつて1年となります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>新任</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>にじ 西 田 真 規 子 (1971年12月9日生)</p> <p>【所有する当社の株式数】 一株</p>	<p>1994年4月丸紅株式会社入社 1997年10月中央監査法人入所 2001年5月公認会計士登録 2001年10月西田公認会計士事務所開業（現在） 2005年5月税理士登録 2021年8月西宮市入札監視委員会委員（現在） <重要な兼職の状況> 西田公認会計士事務所 代表</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 西田真規子氏は、公認会計士として高度な専門知識に加えて企業経営並びに専門機関の委員を歴任するなど豊富な経験を有しており、その経験から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言をいただけるものと判断しております。上記の理由から監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>

- （注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大久保俊哉氏、吉田郁子氏及び西田真規子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 吉田郁子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本総会において同氏が監査等委員である取締役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 大久保俊哉氏及び西田真規子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本総会において両氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、吉田郁子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当社は、大久保俊哉氏及び西田真規子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、両氏との間で会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る

損害につき填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約は2024年10月に更新される予定であります。

8. 吉田郁子氏の戸籍上の氏名は寺村郁子であります。

<ご参考>

本株主総会における第2号議案及び第3号議案をご承認いただけた場合の当社経営体制におけるスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	地位	独立	専門性、経験					
			企業 経営	営業	財務 会計	開発 製造	法務	国際性
岡田 薫	取締役社長 (代表取締役)		○	○		○		
安居 宗則	常務取締役		○			○	○	
原 昌 史	取締役				○		○	
大森 克洋	取締役					○		○
鶴谷 信佳	取締役			○				○
藤本 万太郎	社外取締役	●	○	○				
小西 隆志	社外取締役	●	○			○		
大久保 俊哉	社外取締役 (常勤監査等委員)	●	○		○			
吉田 郁子	社外取締役 (監査等委員)	●					○	
西田 真規子	社外取締役 (監査等委員)	●			○			

(注) 上記は各候補者の有する全ての専門性・知見を示すものではありません。

以 上

事 業 報 告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響はおさまり、経済活動が正常化へと進みました。

物価上昇の影響を受け、個人消費に勢いはないものの、円安も後押ししたインバウンド需要は強く、全体では緩やかに景気が回復基調となっております。

世界経済は、米国では個人消費の回復や良好な雇用情勢を背景に堅調に推移しましたが、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化やインフレ抑制に向けた利上げに加えて、後半は中東情勢も不安定な状況となり、米国経済にも減速の動きが見え始めております。

また、中国においては引き続き景気減速感が払拭されず、不透明な状態が続いております。

当社グループにおきましては、昨年に引き続き「今から100年継続できる会社にしよう」をスローガンとし、5月には『長期ビジョン2030』を公表し、企業価値向上に向け新年度をスタートしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は46,946百万円（前期比10.7%増）となり、利益面では営業利益は3,236百万円（前期比4.6%増）、経常利益は3,394百万円（前期比5.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,438百万円（前期比8.7%増）となりました。なお、当連結会計年度において政策保有株式を売却しており、投資有価証券売却益を特別利益に計上しております。

エネルギー関連分野を中心に生産は順調に推移し、売上高は堅調となりました。

経済情勢の変化による客先の工場立地変更及び工場建築計画変更による納期変更の影響や、前期以前に受注をいただいた中長納期の案件においては、受注時と製作時の環境が大きく変動しており、資材の長納期化、価格の高止まり及び外注費用等の高騰などは、依然業績に大きな影響を及ぼしました。しかし、受注額の追加交渉や部品・装置の共通化・標準化によるコストダウン、装置の性能アップによる付加価値向上などに取り組み、若干ながら利益は持ち直しました。

受注につきましては、エネルギー関連分野及びディスプレイ関連分野を中心と推移いたしました。ただし、エネルギー関連分野においては、顧客の中長期にわたる設備投資計画を背景に、前期以前に受注が偏ったことに伴い、全体的に低調となりました。

当連結会計年度における受注高は29,848百万円（前期比44.2%減）、受注残高は62,808百万円（前期末比21.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

塗工機関連機器

当セグメントは、二次電池向け電極塗工装置を中心に推移いたしました。

その結果、売上高は37,374百万円（前期比19.9%増）、うち国内は1,217百万円（前期比47.7%減）、輸出は36,157百万円（前期比25.3%増）となりました。また、セグメント利益は3,168百万円（前期比59.6%増）となりました。

受注残高につきましては55,760百万円（前期末比19.1%減）、うち国内は4,924百万円（前期末比221.1%増）、輸出は50,835百万円（前期末比24.6%減）となりました。

化工機関連機器

当セグメントは、成膜装置を中心に推移いたしました。

その結果、売上高は7,850百万円（前期比19.7%減）、うち国内は4,072百万円（前期比21.1%増）、輸出は3,778百万円（前期比41.1%減）となりました。また、セグメント利益は1,257百万円（前期比39.2%減）となりました。

受注残高につきましては6,049百万円（前期末比38.0%減）、うち国内は3,543百万円（前期末比29.8%減）、輸出は2,506百万円（前期末比46.7%減）となりました。

その他

当セグメントは、染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等を行っており、売上高は1,720百万円（前期比17.0%増）となり、セグメント利益は269百万円（前期比227.7%増）となりました。

受注残高につきましては、998百万円（前期末比19.6%減）となりました。

企業集団の製品区分別売上高及び受注高

製品区分	売上高（千円）	受注高（千円）
塗工機関連機器	37,374,786	24,222,568
化工機関連機器	7,850,575	4,149,156
その他の	1,720,912	1,476,723
計	46,946,274	29,848,448

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、特に大口の設備投資をしておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として、金融機関より短期借入金6,000百万円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において重要な該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループが製造販売する産業用機械業界の業績は消費マインドの低下などの金融動向だけでなく、テロなどの国際情勢においても左右されます。

世界的な物価の高止まり、産業資材の供給不安に加えて、金融資本市場の変動リスクなど、景気の下振れ懸念は払拭できない状況であります。

このような状況の中、注力分野であるエネルギー関連分野を中心として積極的な営業展開と生産性の向上による短納期対応に邁進いたします。また、新市場開拓をグローバルに行い様々なリスクの回避に努めてまいります。

② 市場のニーズが急速に変化する環境であり、新技術の開発を積極的に推し進め、更なる企業価値向上を目指します。高速生産及び高性能化のニーズが高まっており、高クリーン・超薄膜コーティング技術を軸に新技術の開発を行ってまいります。

③ 当社グループの製品は他社にはない独自の技術のもとに成り立っており、その実現には特殊な素材や部材を数多く用いています。それらを含めた鋼材・部材等で製造原価の約6割を外部からの購入に依存しております。そのため、価格の高騰や市場ニーズの高まりによる資材不足等が発生した場合には製造原価並びに工程に重大な影響を及ぼす可能性があります。

現在、活況な受注環境ではありますが、鋼材高及び資材不足のリスクは高まっております。このような状況のなか、工程管理に注視した資材の早期発注、コスト管理及び生産性向上に努めてまいります。

④ 当社グループは多岐にわたる市場に技術を提供しており、設備の更新及び増設の頻度は様々であります。数年から数十年にわたり利用される製品ゆえに、継続的な固有の技術からその時代に応じた新技術が求められます。

高まる顧客ニーズに対応するためには次代を担う優秀な人材の育成、固有技術の確実な継承と新技術の開発力の強化が必須であると考えており、OJTや研修等による育成を実施してまいります。一方で、少子高齢化、価値観の多様化などにより、専門性を有した人材の獲得競争が激化しております。ワーク・ライフ・バランスの実現など従業員がその能力を十分に発揮することができる環境を整備しつつ、積極的かつ継続的に人材採用を行ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (当連結会計年度) (2023年度)
売上高(千円)	25,800,869	37,866,565	42,423,860	46,946,274
経常利益(千円)	2,661,803	4,122,096	3,219,857	3,394,334
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,785,879	3,103,533	2,243,129	2,438,419
1株当たり当期純利益(円)	118.63	206.07	148.87	161.69
総資産(千円)	42,699,008	50,461,942	60,522,418	62,929,568
純資産(千円)	31,054,087	34,463,574	35,997,103	38,562,405
1株当たり純資産額(円)	2,062.35	2,287.99	2,388.46	2,551.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度)	第100期 (当事業年度) (2023年度)
売上高(千円)	22,835,640	35,513,431	41,093,678	43,157,638
経常利益(千円)	2,310,242	3,606,581	3,060,724	2,910,816
当期純利益(千円)	1,648,707	2,819,879	2,182,386	2,177,346
1株当たり当期純利益(円)	109.52	187.24	144.84	144.38
総資産(千円)	32,421,678	40,445,154	50,892,575	49,727,927
純資産(千円)	22,261,519	25,202,388	26,670,587	28,917,373
1株当たり純資産額(円)	1,478.42	1,673.15	1,769.64	1,913.36

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第98期の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
ヒラノ技研工業株式会社	50,000千円	100%	産業用機械器具製造
株式会社ヒラノK&E	30,000	100	真空装置等製造及び繊維機械等部品製造
HIRANO AMERICA, INC.	2,300,000USD	100	メンテナンスサービス並びに各種工事

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

塗工機関連機器 各種コーティング、ラミネーティング装置並びにこれらに付随する乾燥熱処理装置及びライン制御装置

化工機関連機器 各種成膜装置、不織布・高機能纖維製造装置、フラットパネル塗布乾燥装置、並びにこれらに付随する乾燥・熱処理装置及びライン制御装置

その他の 染色整理機械装置、各種機器の部品の製造及び修理・改造等

(9) 主要な事業所及び工場の状況 (2024年3月31日現在)

本社及び工場 (奈良県北葛城郡河合町)

木津川工場 (京都府木津川市)

東京支店 (東京都千代田区)

(10) 重要な子会社の事業所等 (2024年3月31日現在)

会社名	所在地
ヒラノ技研工業株式会社	奈良県橿原市
株式会社ヒラノK&E	奈良県北葛城郡河合町
HIRANO AMERICA, INC.	アメリカ合衆国ジョージア州アトランタ

(11) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数
塗工機関連機器	54名
化工機関連機器	111
その他	22
全社 (共通)	226
合計	413

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	14名増	39.1歳	14.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数には当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
 3. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー・アルバイト）は含んでおりません。

(12) 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,375,200千円
株式会社りそな銀行	2,000,040
株式会社南都銀行	757,400
株式会社紀陽銀行	641,200
株式会社三十三銀行	641,200
株式会社みずほ銀行	457,400

(注) 2024年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式総数 15,394,379株
- (3) 株主数 3,082名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
明治安田生命保険相互会社	1,450	9.59
伊藤忠商事株式会社	1,450	9.59
ヒラノ会	1,307	8.65
株式会社三菱UFJ銀行	737	4.88
株式会社りそな銀行	731	4.84
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	671	4.44
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	633	4.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	430	2.85
立花証券株式会社	420	2.78
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	344	2.28

(注) 1. 上記の他、自己株式281,056株を保有しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (監査等委員を除く)	7,636株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告29頁「4. (6)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 薫	株式会社ヒラノK&E 代表取締役社長
常務取締役	安居宗則	製作・製造支援部門管掌 ヒラノ技研工業株式会社 代表取締役社長
取締役	金子二雄	執行役員営業部門管掌
取締役	岡田富美一	執行役員生産部門管掌
取締役	原昌史	執行役員総務部門管掌
取締役	大森克洋	執行役員設計・開発部門管掌
取締役	藤本万太郎	新日本理化株式会社 代表取締役会長執行役員
取締役	小西隆志	
取締役 (常勤監査等委員)	田澤憲二	
取締役 (監査等委員)	高谷和光	ネクサス監査法人 代表社員 日本ピラーアイダ株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	吉田郁子	エクスリンク法律事務所 パートナー 株式会社ドーン社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役藤本万太郎氏及び小西隆志氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)高谷和光氏及び吉田郁子氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、業務執行取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、田澤憲二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)高谷和光氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)吉田郁子氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有するものであります。
6. 当社は、取締役藤本万太郎氏及び小西隆志氏並びに取締役(監査等委員)高谷和光氏及び吉田郁子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 吉田郁子氏の戸籍上の氏名は寺村郁子であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者に対して、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害につき填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び連結子会社の会社法上の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	藤本万太郎	新日本理化株式会社 代表取締役会長執行役員
取締役 (監査等委員)	高谷和光	ネクサス監査法人 代表社員 日本ピラー工業株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	吉田郁子	エクスリンク法律事務所 パートナー 株式会社ドーン社外取締役(監査等委員)

(注) 全ての兼職先と当社の間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役	藤本万太郎	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席いたしました。営業、企画管理部門の業務に長年携わり、企業経営者としても豊富な経験を有していることから、主に企業経営に関する見地から、経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	小西隆志	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席いたしました。長年技術部門、品質保証部門、製造部門に携わり、企業経営者としても豊富な経験を有することから、主に企業経営に関する見地から、経営の監督を行い当社の内部統制の強化及び持続的な企業価値向上の実現のために、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	高谷和光	当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席いたしました。また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	吉田郁子	2023年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。また、2023年6月27日就任以降、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、主に弁護士としての見地から、経営の透明性、コーポレートガバナンスの向上に資する客観的な助言・提言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。2024年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	鶴谷信佳	営業第三部長
執行役員	津田武明	開発部長
執行役員	中野厚	総務部長
執行役員	三浦幸一	営業第二部長
執行役員	笹野祐史	技術部長
執行役員	田口章一	設計部長
執行役員	山根孝明	カスタマーサポート部長

(5) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	119,008 (9,714)	102,065 (9,714)	16,943 (-)	8 (2)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	26,660 (9,714)	26,660 (9,714)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	145,668 (19,428)	128,725 (19,428)	16,943 (-)	12 (5)

- (注) 1. 上記には2023年6月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額120,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額40,000千円以内、普通株式の総数は年50,000株以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬額は2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において年額40,000

千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

5. 当社は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）に対しては、役員退職慰労金廃止までの在任期間に対する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

(6) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」という。）を任意の指名・報酬委員会の答申に基づき当社取締役会にて定めております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬として「月例の基本報酬」及び「株式報酬」により構成されております。取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された上限の範囲内において決定しております。報酬の基本方針として、株主の負託に応えるべく、役員の業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に寄与する報酬体系としております。社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、固定報酬としての月例の基本報酬のみとしております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬としております。固定報酬は役位、職責、在任年数に応じて他社水準、従業員給与の水準、当社の業績等を考慮して決定しております。

3. 非金錢報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており月例の固定報酬に付与係数を用いて決定し、毎年一定の時期に支給することとしております。

4. 金錢報酬の額、非金錢報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

月例の基本報酬、譲渡制限付株式報酬の各取締役への個人の配分については、取締役会決議に基づき、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会において、個人別の配分方針等について審議し代表取締役に答申しております。具体的な金額については、その答申内容を充分考慮し取締役会より一任された代表取締役社長岡田薰氏が役員報酬規程に従って評価配分額を決定しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に各取締役の報酬等の内容を決定できると判断したためであり、取締役会において決議した方針に従って、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されております。

取締役会において決議した方針に従って各取締役の個人別の報酬等の内容を決定している旨を、代表取締役社長が取締役会にて表明しているため、取締役会も基本的にその表明を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,400千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,900千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで監査計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠・算定内容について確認し、その適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額は、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である以下の業務を委託しております。

リスク管理活動に関する助言・指導

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	49,639,209	流動負債	22,965,499
現金及び預金	14,279,509	支払手形及び買掛金	4,680,865
受取手形、売掛金及び契約資産	30,092,299	電子記録債務	5,384,362
電子記録債権	944,932	短期借入金	6,000,000
仕掛け品	212,138	1年内返済予定の長期借入金	451,840
原材料及び貯蔵品	382,003	リース債務	2,252
前渡金	1,785,311	未払金	1,718,955
その他の	2,010,748	未払費用	164,893
貸倒引当金	△ 67,734	未払法人税等	706,874
固定資産	13,290,359	前受引当金	3,252,184
有形固定資産	7,511,235	賞与引当金	279,676
建物及び構築物	4,037,905	製品保証引当金	34,662
機械装置及び運搬具	1,155,080	その他の	288,933
土地	2,099,292	固定負債	1,401,663
リース資産	2,923	長期借入金	491,460
建設仮勘定	17,556	リース債務	671
その他の	198,477	役員退職慰労引当金	62,750
無形固定資産	560,185	退職給付に係る負債	442,135
ソフトウエア	558,749	資産除去債務	16,786
電話加入権	516	長期未払金	64,497
その他の	919	繰延税金負債	323,363
投資その他資産	5,218,937	負債合計	24,367,162
投資有価証券	4,483,115	【純資産の部】	
長期前払費用	94,006	株主資本	36,603,732
退職給付に係る資産	146,571	資本金	1,847,821
繰延税金資産	139,054	資本剰余金	1,389,886
その他の	356,190	利益剰余金	33,693,483
資産合計	62,929,568	自己株式	△ 327,459
		その他の包括利益累計額	1,958,673
		その他有価証券評価差額金	1,960,455
		為替換算調整勘定	△ 16,238
		退職給付に係る調整累計額	14,457
		純資産合計	38,562,405
		負債・純資産合計	62,929,568

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	46,946,274
売 上 原 価	39,434,331
売 上 総 利 益	7,511,943
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,275,573
營 業 利 益	3,236,369
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,706
受 取 配 当 金	99,391
そ の 他	116,018
營 業 外 費 用	217,116
支 払 利 息	54,462
そ の 他	4,688
経 常 利 益	59,151
特 別 利 益	3,394,334
投 資 有 価 証 券 売 却 益	127,612
特 別 損 失	127,612
投 資 有 価 証 券 売 却 損	106
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	106
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,521,840
法 人 税 等 調 整 額	1,117,258
当 期 純 利 益	△33,838
親会社株主に帰属する当期純利益	1,083,420
	2,438,419
	2,438,419

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	37,443,940	流動負債	19,551,763
現金及び預金	5,288,141	電子記録債務	5,222,644
受取手形	96,526	買短期借入金	3,120,540
電子記録債権	803,696	1年内返済予定の長期借入金	6,000,000
売掛金	2,545,681	リース債務	433,480
契約資産	24,759,627	未払費用	2,252
仕掛け品	172,346	未払法人税	1,562,187
原材料及び貯蔵品	347,945	前払引当金	138,389
前渡金	1,648,349	預賞品	503,376
前払費用	135,282	与証引当金	2,119,051
未収消費税等	1,572,124	製品保証引当金	59,041
その他の貸倒引当金	141,018	営業外電子記録債務	215,700
	△66,800	固定負債	1,258,790
固定資産	12,283,987	長期借入債務	461,460
有形固定資産	6,801,134	一括支払引当金	671
建物	3,339,975	退職引当金	400,457
構築物	235,480	資産除去引当金	16,786
機械及び装置	1,034,759	長期未払金	64,497
車両運搬具	9,605	延税金	314,918
工具、器具及び備品	183,192	負債合計	20,810,554
土地	1,977,640	【純資産の部】	
リース資産	2,923	株主資本	26,932,997
建設仮勘定	17,556	資本剰余金	1,847,821
無形固定資産	425,341	資本準備金	1,389,818
ソフトウエア	424,676	その他資本剰余金	1,339,654
その他の	665	利益剰余金	50,163
投資その他の資産	5,057,511	利益準備金	24,022,817
投資有価証券	4,115,998	利益準備金	253,551
関係会社株式	467,225	その他利益剰余金	23,769,265
出資	250	固定資産圧縮積立金	63,461
長期前払費用	82,183	別途積立金	3,330,000
団体生命保険	228,401	繰越利益剰余金	20,375,804
その他の	163,452	自己株式	△327,459
資産合計	49,727,927	評価・換算差額等	1,984,375
		その他有価証券評価差額金	1,984,375
		純資産合計	28,917,373
		負債・純資産合計	49,727,927

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	43,157,638
売 上 原 価	36,731,314
売 上 総 利 益	6,426,323
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,701,739
營 業 利 益	2,724,583
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
有 価 証 券 利 息	1,268
受 取 配 当 金	179,225
そ の 他	74,313
	254,812
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	67,553
そ の 他	1,026
	68,580
經 常 利 益	2,910,816
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	127,612
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	106
税 引 前 当 期 純 利 益	3,038,321
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	874,000
法 人 税 等 調 整 額	△13,024
当 期 純 利 益	860,975
	2,177,346

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社ヒラノテクシード

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千崎育利
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高見勝文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒラノテクシード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、ま

た、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書臘本

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社ヒラノテクシード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千崎育利
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高見勝文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒラノテクシードの2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社ヒラノテクシード

監査等委員会

常勤監査等委員 田澤憲二 

監査等委員 高谷和光 

監査等委員 吉田郁子 

(注) 監査等委員 高谷和光、吉田郁子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

メモ

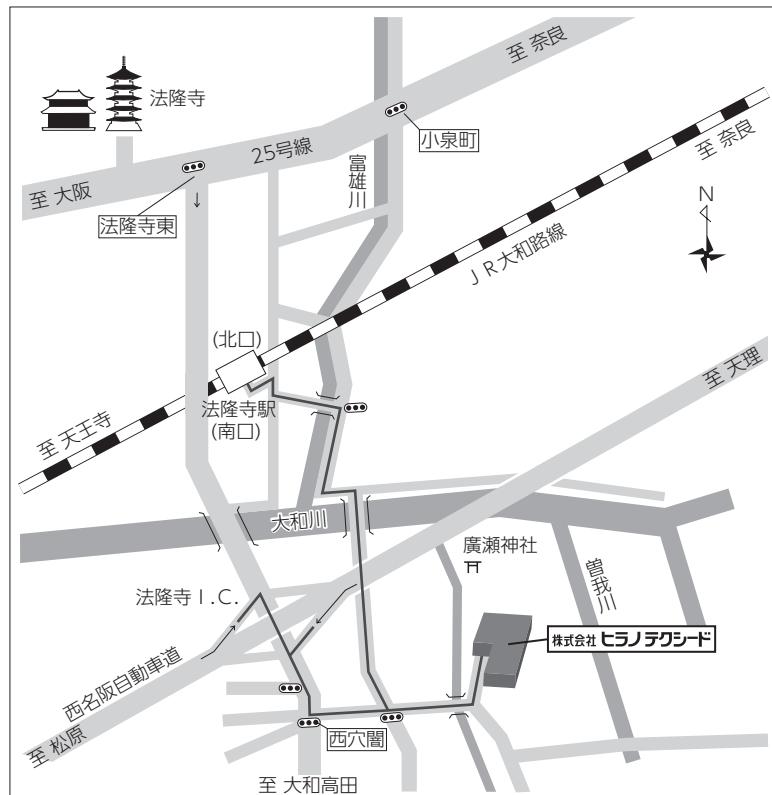
メモ

メモ

株主総会会場のご案内

会場 奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1 当本社
電話(0745) 57-0681

最寄駅 J R 大和路線 法隆寺駅下車
なお、当日法隆寺駅南口に午前9:20分発の当社専用マイクロバスをご用意いたしますのでご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



この冊子は、環境に配慮し、
植物油インキを使用しています。

第100回定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

会社の体制及び方針

- I. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
- II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第100期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

株式会社 ヒラノテクシード

上記の事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に
対して交付する書面には記載しておりません。

会社の体制及び方針

I. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は2023年4月24日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議しそれに伴い、内部統制システム構築の基本方針の一部を改訂しております。（執行役員を重要な使用人として追記。）

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役、執行役員（本基本方針において「執行役員」といい、重要な使用人にあたるものとする。）及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性及び倫理性を持ち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンス行動規範を定め、周知の上、徹底を図ることで、当社グループでのコンプライアンス体制を実現する。
- ② 取締役社長は、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の整備、維持及び向上に努める
- ③ 内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。
- ④ 内部統制システムの運用状況を保証する取り組みとして内部監査室及び内部統制委員会による各部門、子会社における業務の遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、取締役社長にその結果の報告を行う。
- ⑤ 取締役会の監督機能を強化するために独立した立場である社外取締役を選任する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、稟議規程、文書管理規程及び内部情報管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

また、取締役及び監査等委員は、必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループに関連する様々なリスクに対応するために、グループ社長会、取締役会及び経営会議において経営戦略リスクの確認と対応評価を実施する。
- ② 各部門固有のリスクについてはそれぞれの担当部署が関連部署と連携し、必要な規定、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、体制整備を実施する。
- ③ 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- (4) グループを含めた「内部統制委員会」を編成し、自己評価と内部監査を実施することにより財務報告の適正性を確保する。
- (4) **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 職務権限、意思決定ルールを職務分掌規程に定める。
 - ② 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。
 - ③ 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予実管理を実施する。
 - ④ 取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬に関する手続きの透明性・客観性を強化する。
- (5) **当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社グループが相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び関連会社に対する管理、指導を行う。
 - ② グループ会社の経営状況は、社長会で管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。
 - ③ グループ全体の監視及び監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。
 - ④ グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。
- (6) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。
- また、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を求めた場合、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会は監査等委員でない取締役に要請し、その意見を尊重する。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、隨時、報告を求める。
- ② 監査等委員である取締役は、職務執行に必要と判断した事項について、隨時、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。
- ③ 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
- ④ 内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
- ⑤ 当社は前号に従い監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

(8) 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役社長と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。
- ② 監査等委員である取締役は、内部統制委員会及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。
- ③ 当社グループの役員、執行役員及び使用人は、監査等委員である取締役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。

- ④ 内部監査室は監査等委員会との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
- i 内部監査室は監査計画立案にあたって監査等委員会と協議する。
 - ii 監査結果について、取締役社長に報告するとともに、監査等委員会へ報告する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。
- ② 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- ③ 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンス行動規範」にて反社会的勢力及び団体、個人とは取引関係をはじめとする一切の関わりを排除するとともに、法律を守り、反社会的なことは決して行わないことを明確にする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、「反社会的勢力排除規程」を制定し役員及び従業員等に周知徹底し、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応とその関係を遮断してその被害を未然防止する体制の整備に努める。

- i 当社グループは、総務部に反社会的勢力に対する統括責任者をおき、その対応並びにその被害を未然防止するために必要な社員に対する教育を担当する。

- ii 当社グループは、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行うとともに、反社会的勢力が接触を求めてきた場合の対応マニュアルを整備し、これを社内に周知する体制とする。また、反社会的勢力に属すると思われる者から接觸を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門家の協力を要請し、組織的な対応を行うものとする。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・内部統制委員会による定例会議を2回開催しました。主な議題は財務報告に係る内部統制の評価状況の報告です。
- ・取締役会による定例会議を13回開催しました。
- ・内部統制委員会は、当社グループ各社の内部監査結果を代表取締役社長に報告しました。
- ・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、奈良県企業防衛対策協議会に参加することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・18回開催した取締役会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。
- ・稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存されていることを確認しました。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ各社に関連する様々なリスクの対応評価を、グループ社長会、取締役会及び経営会議において実施しました。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定時及び臨時をあわせて18回の取締役会を開催いたしました。

(5) 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ社長会を12回開催し、業務報告及び意見交換を行い、進捗状況を取締役会に報告しました。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・該当事項はありません。

- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・監査等委員である取締役が、取締役会、経営会議、内部統制委員会等重要な会議に出席し職務の遂行状況を確認しました。
- (8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・該当事項はありません。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員である取締役は、取締役社長と定期的な会合を開催し、監査上の重要な事実について意見交換しました。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,847,821	1,359,730	32,099,353	△376,502	34,930,403
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△844,290		△844,290
親会社株主に帰属する当期純利益			2,438,419		2,438,419
自己株式の処分		30,156		49,042	79,198
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	30,156	1,594,129	49,042	1,673,328
当 期 末 残 高	1,847,821	1,389,886	33,693,483	△327,459	36,603,732

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,124,666	—	△57,966	1,066,700	35,997,103	
当期変動額						
剰余金の配当				—	△844,290	
親会社株主に帰属する当期純利益				—	2,438,419	
自己株式の処分				—	79,198	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	835,788	△16,238	72,423	891,973	891,973	
当期変動額合計	835,788	△16,238	72,423	891,973	2,565,302	
当期末残高	1,960,455	△16,238	14,457	1,958,673	38,562,405	

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

ヒラノ技研工業株式会社

株式会社ヒラノK & E

HIRANO AMERICA,INC.

当連結会計年度に出資を完了したHIRANO AMERICA,INC.を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、HIRANO AMERICA,INC.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料 総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 8年～50年
機械装置 7年～18年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金 当連結会計年度売上高に対する翌連結会計年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は、顧客との契約に基づいて製造及び販売を行っております。製品の製造に係る契約の多くは顧客仕様のため他に転用できず、履行義務の完了した部分について対価を收受する権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

ただし、見積製造原価を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、一部の量産部品及び現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、製品の出荷又は製品の検収により履行義務を充足するため、一時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当該子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

c 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

1. 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

2. 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「退職給付に係る資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「退職給付に係る資産」は72,467千円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務が充足される契約に係る見積製造原価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、一定の期間にわたり移転される財として44,876,057千円の収益を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社においては、一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたって収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は主として受注生産であり、過去の同水準の機器の製造施工実績を踏まえ、個々の案件に特有の状況を織り込んだ実行予算を基礎とするとともに、様々な状況変化を適時適切に見積りに反映し、見積製造原価の継続的な見直しを行っております。

ただし、顧客の要望する機器の操作性、性能等の条件を満たす事を目的とする仕様に基づき製造されるため、製造の進行に伴う顧客・協力会社との協議により設計変更が生じ、それに伴い資材の型式数量、価格の変動、作業工程の変更等が発生することによって、見積製造原価が変動する可能性があります。今後、これらの状況変化によりその見積額が変動した場合には翌期以降の損益に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,866,467千円

2. 期末日満期手形及び電子記録債権

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 1,582千円

電子記録債権 11,184千円

3. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形 99,685千円

売掛金 2,682,364千円

契約資産 27,310,249千円

4. 前受金のうち、契約負債の金額

契約負債 3,252,184千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券のうち、政策保有株式の一部を売却したことによるものであります。

2. 投資有価証券売却損

当社が保有する投資有価証券のうち、政策保有株式の一部を売却したことによるものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,394,379株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	421,994	28.00	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	422,295	28.00	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 906,799千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 60円00銭 |
| ③ 基準日 | 2024年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2024年6月27日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金や安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を行っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額222,314千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	600,000	594,727	△5,273
② その他有価証券	3,660,800	3,660,800	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	(943,300)	(945,857)	2,557

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	3,407,961	—	—	—	3,407,961
その他	—	252,839	—	—	252,839

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
満期保有目的の債券	—	594,727	—	—	594,727
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	—	945,857	—	—	945,857

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類しております。債券は市場価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,551円55銭
1 株当たり当期純利益	161円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当社及び連結子会社の事業は、塗工機関連機器、化工機関連機器、その他の産業用機器の3つの事業別報告セグメントで構成されており、各セグメントにおける機器等の製造販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する事業活動を行っております。これらのセグメントは当社のマネジメント並びに経営資源の配分の決定及び業績の評価に定期的に使用していることから、当該事業別報告セグメントで計上する収益を売上高として表示しております。

売上高は、当該事業別セグメントに加えて、契約履行義務の認識方法により、一時点で移転される財と一定期間にわたり移転される財に分解しております。これらの分解した売上高と各セグメントの売上高との関連は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	塗工機関連機器	化工機関連機器	その他	
売上高				
一時点で移転される財	1,060,274	840	1,009,103	2,070,217
一定期間にわたり移転される財	36,314,512	7,849,735	711,809	44,876,057
顧客との契約から生じる収益	37,374,786	7,850,575	1,720,912	46,946,274

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社が製造販売する産業用機器は、主として受注生産であり、顧客と当社及び連結子会社が契約時に定める引渡条件に基づき所有権が移転されます。

一部の量産部品につきましては、顧客が製品を受け入れた時点で引き渡しとなる事から、当該製品を出荷した時点で収益を認識しております。また、現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、作業終了後における顧客の検収をもって引き渡しとなる事から、検収時点で収益を認識しております。

これら一時点で収益を認識する取引の対価につきましては、顧客や当該製品の性質により決定されますが、概ね1年以内に受領しております。

一定の要件を満たす特定の機器の製造販売契約と認識される財又はサービスは、進捗度を合理的に測定できる場合には、顧客との契約において、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたって移転する取引については一定の期間にわたり当該進捗度に基づいて収益を認識しております。進捗度を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。なお、見積製造原価については、製造の進捗等に伴い発生原価に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

一定の要件を満たす特定の製造販売契約の取引の対価は、履行義務の充足とは別に顧客との契約条件に基づき段階的又は一括で受領いたします。その回収期間は履行義務を全て充足したのち概ね1年以内であります。

進捗度に基づいて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として契約資産を認識しております。

契約資産は、契約にかかる履行義務が完全に充足され、対価に対する権利が無条件となった時点で売掛金に振り替えております。契約の履行義務が完全に充足されるまでに、顧客から受領する前受対価を契約負債として認識しており、当該前受対価に係る契約については収益を認識するにつれて取り崩しております。連結計算書類上、契約負債は「前受金」に計上しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 受取手形及び売掛金	1,833,904
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 受取手形及び売掛金	2,782,050
契約資産（期首残高）	25,475,740
契約資産（期末残高）	27,310,249
契約負債（期首残高）	1,911,118
契約負債（期末残高）	3,252,184

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,035,200千円あります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の合計金額は、62,808,182千円あります。当社及び連結子会社は、この収益を主として履行義務の充足に応じて認識し、当該収益を計上すると見込んだ期間は2024年度から2026年度であります。

(その他の注記)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度

当社は、2023年12月28日開催の取締役会において、2023年6月に創業88周年を迎えたことを記念し、ヒラノテクシード従業員持株会に加入する当社及び当社子会社の従業員のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生の増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度を導入しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他の 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,847,821	1,339,654	20,007	1,359,662	253,551	22,436,209
当期変動額						
剰余金の配当				－		△844,290
固定資産圧縮積立金の取崩				－		－
当期純利益				－		2,177,346
自己株式の処分			30,156	30,156		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－		－
当期変動額合計	－	－	30,156	30,156	－	1,333,056
当期末残高	1,847,821	1,339,654	50,163	1,389,818	253,551	23,769,265
						24,022,817

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他の有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△376,502	25,520,742	1,149,845	1,149,845	26,670,587
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当		△844,290			△844,290
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		2,177,346			2,177,346
自 己 株 式 の 処 分	49,042	79,198			79,198
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	834,530	834,530	834,530
当 期 変 動 額 合 計	49,042	1,412,255	834,530	834,530	2,246,785
当 期 末 残 高	△327,459	26,932,997	1,984,375	1,984,375	28,917,373

(注) その他利益剰余金の内訳

	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	66,375	3,330,000	19,039,834	22,436,209
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当			△844,290	△844,290
固定資産圧縮積立金の取崩	△2,914		2,914	—
当 期 純 利 益			2,177,346	2,177,346
自 己 株 式 の 処 分				—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				—
当 期 変 動 額 合 計	△2,914	—	1,335,970	1,333,056
当 期 末 残 高	63,461	3,330,000	20,375,804	23,769,265

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 債却原価法（定額法）
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛品 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 原材料 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

機械及び装置 7年～18年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

当事業年度売上高に対する翌事業年度以降の無償サービスに備えるため、過去の経験率に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社が製造販売する産業用機器は、顧客との契約に基づいて製造及び販売を行っております。製品の製造に係る契約の多くは顧客仕様のため他に転用できず、履行義務の完了した部分について対価を收受する権利を有していることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

当該進捗度の見積りの方法は、主として期末日までに発生した原価を全ての履行義務を充足するまでに予想される見積製造原価と比較することにより測定しております。

ただし、見積製造原価を合理的に測定できない場合には、原価回収基準を適用しております。

また、一部の量産部品及び現地における一部の消耗部品交換作業等につきましては、製品の出荷又は製品の検収により履行義務を充足するため、一時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(一定の期間にわたり履行義務が充足される契約に係る見積製造原価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、当事業年度において、一定の期間にわたり移転される財として41,316,019千円の収益を計上しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,049,715千円

2. 期末日満期手形及び電子記録債権

事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形及び電子記録債権が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	655千円
電子記録債権	10,634千円

3. 前受金のうち、契約負債の金額

契約負債	2,119,051千円
------	-------------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	70,449千円
短期金銭債務	1,076,175千円

5. 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	64,430千円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

　　営業取引による取引高

　　売上高 9,026千円

　　仕入高 2,235,490千円

　　営業取引以外の取引による取引高 192,206千円

2. 投資有価証券売却益

当社が保有する投資有価証券のうち、政策保有株式の一部を売却したことによるものであります。

3. 投資有価証券売却損

当社が保有する投資有価証券のうち、政策保有株式の一部を売却したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

　　普通株式 281,056株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	64,537千円
退職給付引当金	120,056千円
長期未払金	19,277千円
減損損失	12,737千円
資産除去債務	5,022千円
売上計上認容額	628,084千円
棚卸資産評価損	23,526千円
その他	158,008千円

繰延税金資産小計

評価性引当額	△65,850千円
繰延税金資産合計	965,400千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△842,300千円
売上原価計上認容額	△368,626千円
資産除去債務に係る除去費用	△1,294千円
固定資産圧縮積立金	△27,094千円
前払年金費用	△41,003千円
繰延税金負債合計	△1,280,318千円
繰延税金資産（負債）の純額	△314,918千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ヒラノ 技研工業㈱	奈良県 橿原市	50,000	塗工機関連機器・化工機関連機器製造・販売	所有 直接 100%	兼任 1人	当社への 製品及び 部品の供給	製品・部 品の仕入 (注)	1,576,389	買掛金	642,152
										電子記録債務	269,497
子会社	(株)ヒラノ K & E	奈良県 北葛城郡 河合町	30,000	化工機関連機器・染色整理機械・部品製造・販売及び修理改造等	所有 直接 100%	兼任 2人	当社への 製品及び 部品の供給	製品・部 品の仕入 (注)	659,100	買掛金	72,085
										電子記録債務	92,439

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 製品・部品の購入については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,913円36銭

1株当たり当期純利益 144円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(その他の注記)

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、執行役員（取締役兼務の執行役員を除く。）について、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、経営への参画意識をより高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度について、連結計算書類「連結注記表（その他の注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。